

平成17年第4回美郷町議会定例会

議事日程（第1号）

平成17年6月7日（火曜日）午前10時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議長の諸般報告
 - 1．総務常任委員会副委員長の辞任及び選任の報告
 - 2．大仙美郷環境事業組合議員の辞職の報告
 - 3．例月出納検査の報告（2月分、3月分、4月分）
 - 4．千畑ヘルス観光株式会社の平成16年度営業報告書・決算報告書及び平成17年度事業計画書・収支見積書の報告
 - 5．有限会社あったか山の平成16年度営業報告書・決算報告書及び平成17年度事業計画書・収支計画書の報告
- 第 4 町長の行政報告
- 第 5 請願第 4 号 定率減税の縮小・廃止の中止を求める意見書採択に関する請願
- 第 6 陳情第 8 号 国土調査事業の県内業者育成に関する陳情書
- 第 7 陳情第 9 号 「骨太方針2005」において住民本位の地方財政確立に向けた意見書採択を求める陳情書
- 第 8 報告第 1 号 専決処分事項の報告について
- 第 9 報告第 2 号 繰越明許費繰越計算書の報告について
- 第10 報告第 3 号 繰越明許費繰越計算書の報告について
- 第11 承認第 1 号 専決処分事項の承認を求めることについて
- 第12 承認第 2 号 専決処分事項の承認を求めることについて
- 第13 承認第 3 号 専決処分事項の承認を求めることについて
- 第14 承認第 4 号 専決処分事項の承認を求めることについて
- 第15 承認第 5 号 専決処分事項の承認を求めることについて
- 第16 承認第 6 号 専決処分事項の承認を求めることについて

- 第 1 7 議案第 5 1 号 秋田県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び秋田
県市町村総合事務組合同規約の一部変更について
- 第 1 8 議案第 5 2 号 秋田県市町村会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少について
- 第 1 9 議案第 5 3 号 秋田県町村土地開発公社定款の一部を改正する定款
- 第 2 0 議案第 5 4 号 美郷町国民健康保険税条例の制定について
- 第 2 1 議案第 5 5 号 工事請負契約の締結について
- 第 2 2 議案第 5 6 号 平成 1 7 年度美郷町一般会計補正予算第 1 号
- 第 2 3 議案第 5 7 号 平成 1 7 年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第 1 号
- 第 2 4 議案第 5 8 号 平成 1 7 年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算第 2 号
- 第 2 5 議案第 5 9 号 平成 1 7 年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第 1 号
- 第 2 6 議案第 6 0 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第 2 7 議案第 6 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（46名）

1番	福田 守 君	2番	煙山 多三郎 君
3番	佐々木 順吉 君	4番	鈴木 一 君
5番	村田 薫 君	6番	小西 文男 君
7番	谷屋 誠市 君	8番	田口 繁男 君
9番	中村 利昭 君	10番	吉野 久 君
11番	小田長 輝一 君	12番	泉 繁夫 君
14番	武藤 威 君	15番	高橋 猛 君
16番	戸澤 勉 君	17番	久米 章弘 君
18番	高橋 隆治 君	19番	泉谷 理毅男 君
20番	伊藤 福章 君	21番	熊谷 良夫 君
22番	齊藤 新一郎 君	23番	森元 利漢 君
24番	泉 美和子 君	25番	高橋 正治 君
26番	山田 鐵之助 君	27番	高橋 福松 君
28番	藤田 亥左夫 君	29番	若畑 文英 君
30番	高橋 久男 君	31番	森元 淑雄 君
32番	武藤 健 君	33番	永井 久雄 君
34番	熊谷 隆一 君	35番	佐々木 正 君
36番	佐藤 倉一 君	37番	中村 美智男 君
38番	戸沢 藤一 君	39番	佐藤 時夫 君
40番	齊藤 正衛 君	41番	深沢 義一 君
42番	澁谷 俊二 君	43番	飛澤 龍右工門 君
44番	杉澤 隆一 君	46番	竹村 由広 君
47番	伊藤 光明 君	48番	後松 一成 君

欠席議員（2名）

13番	大久保 伸一 君	45番	半田 秀雄 君
-----	----------	-----	---------

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	松田 知己 君	助 役	佐々木 敬治 君
収 入 役	坂本 昇一 君	町長公室長	二藤 誠祥 君

総務課長	森川福蔵君	企画課長	小原正彦君
税務課長	深澤章一君	住民生活課長	鈴木四郎君
総合サービス課長 (六郷庁舎)	飛澤明則君	総合サービス課長 (千畑庁舎)	中野弘君
総合サービス課長 (仙南庁舎)	樋場雄一君	福祉保健課長	辻一志君
農政課長	深澤廣君	商工観光課長	小林宏和君
建設課長	照井一夫君	国体準備室長	渋谷喜一君
出納室長	大澤薫君	農業委員会 会 長	星山正美君
農業委員会 事務局長	山内英世君	教育委員長	清水猛君
教育長	高橋福雄君	学務課長	高橋薫君
社会教育課長	小松清君	幼児教育課長	泉谷隆雄君
代表監査委員	久米力君		

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	武藤久男	参 事	渋谷新一
局長補佐	田中まき子	局長補佐	久米良子
上席主任	大澤修		

開会及び開議の宣告

- 議長（後松一成君） 定刻を過ぎましたが、出席議員が定足数に達しておりますので、ただいまから平成 17年第 4 回美郷町議会定例会を開会いたします。
- 直ちに会議を開きます。

（午前 10 時 10 分）

会議録署名議員の指名について

- 議長（後松一成君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。
- 会議規則第 118 条の規定により、1 番、小田長輝一君、12 番、泉 繁夫君を指名いたします。
-

会期決定について

- 議長（後松一成君） 日程第 2、会期の決定についてを議題といたします。
- お諮りいたします。会期は本日 6 月 7 日から 6 月 10 日までの 4 日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（後松一成君） 異議なしと認めます。
- よって、会期は 4 日間と決定をいたしました。
- なお、会期中の審議予定については、先般、議会運営委員会を開催し、検討されました。その結果について議会運営委員長より報告を求めます。
- 議会運営委員長、熊谷良夫君。

（議会運営委員長 熊谷良夫君 登壇）

- 議会運営委員長（熊谷良夫君） おはようございます。5 月 11 日、6 月 6 日の 2 回にわたり議会運営委員会を開催いたしました。結果、内容についてご報告いたします。
- 定例議会の会期及び審議内容についてご報告申し上げます。会期については 6 月 7 日から 6 月

10日までの4日間としました。

次に内容について申し上げます。初日は会議録署名議員の指名の決定、議長より諸般の報告、町長の行政報告を行いまして、その後、請願、陳情の審査を常任委員会に付託する予定です。次に、報告第1号から第3号までを報告いたしまして、それから承認1号から承認6号まで審議を行います。議案51号から61号までは議案の説明を行う予定です。

あすは本会議を休会いたしまして常任委員会を開催し、付託された案件の審査を行う予定であります。

3日目の9日木曜日は再開いたしまして一般質問を行います。質問者は12名です。

最終日の10日は初日に説明のありました議案の審議を行いまして終了後、付託されました陳情、請願の件について各委員長から委員会報告をいたしまして終了の予定であります。

○議長（後松一成君） ただいま議会運営委員長から報告がありましたが、これに質問ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（後松一成君） それでは、日程についてはただいまの委員長の報告のとおり進めたいと思います。

諸般の報告

○議長（後松一成君） 日程第3、諸般の報告を行います。

1として、平成17年5月23日付で病氣療養中の大久保伸一君より、総務常任委員長あてに総務常任副委員長の辞任の届け出がありました。それに伴い、6月6日に総務常任委員会が開催され許可されたことについて報告いたします。なお、その後任の副委員長として藤田亥左夫議員が選出されましたことを報告いたします。

2として、大仙美郷環境事業組合議員でもありました大久保伸一議員が議員の辞職願いを大仙美郷環境事業組合に提出いたしまして、平成17年5月2日付で許可になっております。その報告もいたします。なお、補欠議員の選挙の執行の依頼がありましたのであわせてご報告申し上げます。

3として、町の監査委員より例月出納検査、平成16年度2月分、3月分、4月分並びに平成17年度4月分の報告がありました。その写しも皆さんのお手元に配付しております。それをもって

報告にかえたいと思います。

4として、千畑ヘルス観光株式会社、平成16年度営業報告並びに決算報告及び平成17年度事業計画書・収支見積書の報告がありましたので、その写しも皆さんのお手元に配付しております。それをもって報告にかえさせていただきます。

5として、有限会社あったか山、平成16年度の決算報告書の報告がありました。その写しも皆さんのお手元に配付しております。

町長の行政報告

○議長（後松一成君） 日程第4、定例会招集に当たって町長の行政報告の申し出がありました。

これを許します。町長、松田知己君。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） 平成17年第4回美郷町議会定例会に当たり、諸般の報告並びに議案の概要を申し上げ、行政報告といたします。

初めに、町長公室関係ですが、合併後初の行政座談会を6月20日から7月15日にかけて町内15カ所で開催いたします。本年度の主要事業説明のほか、現在策定中の美郷町総合計画案の概要説明等を行い、町民各位からさまざまなご意見等を伺うとともに、今後の取り組みに反映させてまいりたい考えです。

次に、総務課関係ですが、先般、「美郷町まちづくりガイド」を作成し、各世帯に配布いたしました。今年度のまちづくりの具体策についてご理解いただくとともに、まちづくりに対する情報を町民と行政が共有し、住民参加のもとでまちづくりを推進していくきっかけになることを期待しております。

また、平成17年度的美郷町職員採用試験についてですが、来年度は2名の新規採用を予定しております。急激な職員減少による業務遅滞の回避と将来の町職員の適正な年齢分布を期したいため採用する意向です。申し込み期間は6月8日から29日までで試験日は7月24日としております。これら採用試験の受験案内については広報美郷6月号及び美郷町ホームページに掲載し、周知しているところです。

次に、企画課関係ですが、6月1日、直接各課に電話が通じる「ダイヤルイン方式」を導入いたしました。町民の方々からの「直接担当課につながる電話番号が欲しい」といったご要望を踏

まえて導入したものです。なお、各課直通電話がご不明な場合、従来どおり 84局 111番に電話をいただければ各課に電話をおつなぎすることもできます。

また、美郷町総合計画については、2月26日の第1回美郷町総合計画審議会の開催以降、これまで4回にわたり審議会を開催し、5月30日の審議会において美郷町総合計画基本構想について答申をいただいております。また、基本計画については行政座談会やアンケート調査により町民の方々のご意見、ご要望をお聞きし、その内容を十分に反映させてまいりたい考えです。

次に、住民生活課関係ですが、大仙美郷環境事業組合営一般廃棄物最終処分場建設整備事業についてご報告申し上げます。大仙美郷環境事業組合営一般廃棄物最終処分場は現在、利用している大仙市大曲一般廃棄物最終処分場が平成18年度までの使用と見込まれているため、次期最終処分場として地域が安心して受け入れられる最終処分場を構築することを基本理念に処理水を放流しない、「無放流型」でコンクリート構造の貯留構造物の被覆型のクローズド型処分場を建設することとしております。事業年度を平成16年度から19年度までの4カ年事業とし、平成20年度の供用開始を目指しております。建設地は大仙市南外地区矢向地内を予定しており、用地確保に向け地権者と交渉中です。また現在、基本計画及び基本設計、生活環境影響調査、測量業務等の準備作業を用地取得の作業と並行して進めているところです。概算事業費については、今後、確定次第、ご報告したいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

また、大仙美郷環境事業組合し尿処理場整備工事についてご報告いたします。大仙美郷クリーンセンターし尿処理場については、昭和60年度に建設され平成2年度に増設しておりますが、建設後の稼働年数が15年を超え老朽化が進行しております。また、合併浄化槽の普及により生し尿と浄化槽汚泥の割合が建設当初と大きく変わってきていることに加え、平成20年度からの旧中仙町分の搬入開始などに対応するため、平成17年度、18年度の2カ年事業として整備するものであります。去る6月2日に入札し、昨日、組合議会で議決をいただいております。この後、詳細設計に入り8月に着工、平成19年3月26日の竣工予定です。

次に、商工観光課関係ですが、町が出資する法人2社から平成16年度決算について報告書の提出がありましたので、その経営状況についてご報告いたします。最初に千畑ヘルス観光株式会社についてですが、温泉運営のほか民謡長者の山全国大会、千畑マラソンラピンシャンカップなどの観光推進行事、生産物直売施設、体験農園等交流施設、ふれあいセンター、仏沢公園施設管理業務、道路除雪事業、学校給食センター業務を町から受託し、運営しております。収入総額は2億4,554万4,000円、支出総額は2億4,511万2,000円、差し引き43万2,000円が当期純利益となり、また利用客延べ数は20万6,520人で昨年比5%の増となっております。

続いて、有限会社あったか山についてですが、温泉運営のほかコテージ、バンガロー、キャンプ場施設を運営しております。収入総額は 7,563万 1,000円、支出総額は 7,483万 7,000円、差し引き 79万 4,000円が当期純利益となり、また温泉保養館の利用客の延べ数は10万 7,690人で昨年比 9 %減、コテージは1万 160人で、昨年比 12%減となっております。現在、町内3カ所の温泉施設についてはそれぞれの特性を生かし共通利用券の導入など相乗効果を高めながら健全運営に努めているところです。

次に、農政課関係ですが、平成17年度の生産調整目標面積は 1,611ヘクタール、水稻作付率は、千畑地区 70.74%、六郷地区 73.79%、仙南地区 74.27%で農家の皆様に配分し、協力をお願いしておりますが、4月28日までに農家から水稻生産実施計画書の回収を終了しております。転作の第1次確認は6月13日から24日までを現地確認期間として関係機関の協力を得て実施いたします。なお、4月20日には美郷町水田農業推進協議会を開催し、美郷町地域水田農業ビジョンを制定し、秋田県米政策事業推進本部に計画書の承認を申請しております。

加工米につきましては今年度から農家の自主的な希望数量の申し込みとしたところ、235.9ヘクタールの申し込みがあり、昨年より16.1ヘクタール、7.3%増加しております。また農業振興センター運営委員会を5月20日に開催し、関係機関、団体の連携のもと、無人ヘリによる防除推進や朝ご飯たべよう運動の推進など今年度の事業計画を協議しております。

また、ツキノワグマの生息調査のため、5月2日から5月31日までの1カ月間、町内の猟友会に捕獲を許可したほか、カラス、ゴイサギによる農作物への被害が発生しているのを受け、5月10日から6月8日まで仙北東部猟友会仙南支部にお願いして有害鳥獣の駆除を実施しております。

次に、国体準備室関係ですが、去る5月9日、秋田わか杉国体美郷町実行委員会を設立いたしました。実行委員として町、警察、消防、学校教育、スポーツ団体、経済産業、宿泊観光などにかかわる63名に委員を就任していただいております。今後、実行委員会では国体の円滑な開催に向けての計画準備、各競技団体との協議、その他関係機関との連絡調整、町民運動の推進などに着手してまいります。

次に、教育委員会、学務課関係ですが、千畑南小学校、千屋小学校、六郷東根小学校、千畑中学校の耐震診断委託業務と仙南東小学校、仙南西小学校耐震補強工事をそれぞれ5月下旬に発注いたしました。現場での調査工事については夏期休業期間中に実施することとし、子供たちの学習活動にできる限り支障のないように配慮いたします。また、六郷中学校の耐震補強工事契約につきましては本定例会にご提案いたしておりますので、よろしくご審議をお願いいたします。

続きまして、提案いたしました議案につきまして概要をご説明いたします。

報告第1号 専決処分事項の報告についてですが、除雪車両事故に係る和解及び損害賠償の額を専決処分したことについてご報告するものであります。

報告第2号及び報告第3号の繰越明許費繰越計算書の報告は、3月定例議会において議決いただいた平成16年度一般会計補正予算並びに下水道事業特別会計の中の繰越明許費について繰り越した金額及び財源内訳等をご報告するものであります。

承認第1号 専決処分事項の承認を求めることについては、3月22日、大仙市の誕生に伴い大仙市在住の児童が美郷町立保育園へ入園することになり専決処分により協定を締結したことについてご承認をいただくものであります。

承認第2号 専決処分事項の承認を求めることについては承認第1号と同じく大仙市の誕生に伴い美郷町在住の児童が大仙市立保育園へ入園することになり専決処分により協定を締結したことについてご承認をいただくものであります。

承認第3号 専決処分事項の承認を求めることについては、平成16年度の年度末に交付決定や起債許可が行われた地方譲与税、国県支出金、町債についての額及びそれらに伴う歳入の額の確定による補正予算を専決処分したことについてご承認をいただくものであります。

承認第4号 専決処分事項の承認を求めることについては、条例により規定されている基金の運用益を基金に繰り入れるための補正予算を専決処分したことについてご承認をいただくものであります。

承認第5号 専決処分事項の承認を求めることについては、3月25日、地方税法が一部改正されたことに伴い美郷町税条例を専決処分により改正したことについてご承認をいただくものであります。

承認第6号 専決処分事項の承認を求めることについては、簡易水道事業に係る消費税納付分についての増額補正予算を専決処分したことについてご承認をいただくものであります。

議案第51号 秋田県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び秋田県市町村総合事務組合同規約の一部変更について並びに秋田県市町村会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少については、本年3月の大仙市外6市の設置、6月に2町が大館市に編入合併することに伴い所要の改正が生じ、お諮りするものであります。

議案第53号 秋田県町村土地開発公社定款の一部を改正する定款は、本年6月、比内町、田代町が大館市に合併することに伴い定款を改正する必要性が生じ、お諮りするものであります。

議案第54号 美郷町国民健康保険税条例の制定については、統一した税率をもって国民健康保険税を課税したく条例の制定をお諮りするものであります。

議案第 55号 工事請負契約の締結については、六郷中学校耐震補強工事の請負契約を締結したくお諮りするものであります。

議案第 56号 平成 17年度美郷町一般会計補正予算第 1号は農業夢プラン応援事業補助、フロンティア農業者研修奨励補助、小学校施設整備事業等の増額及び 4月に行った職員の人事異動に伴う人件費の調整等についてお諮りするものであります。

議案第 57号 平成 17年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第 1号は、歳入における国民健康保険税の減額及び歳出における老人保健拠出金の減額等についてお諮りするものであります。

議案第 58号 平成 17年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算第 2号は、千畑中央地区の事業費及び大坂地区の水道管移設工事に伴う工事費等の増額についてお諮りするものです。

議案第 59号 平成 17年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第 1号は、下水道受益者負担金システムのリース料について債務負担行為の追加についてお諮りするものであります。

議案第 60号及び議案第 61号の人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、長谷川大三氏並びに高橋繁子氏を引き続き人権擁護委員として推薦したく意見を求めるものであります。

以上、本定例会に提案いたしました案件は報告 3件、承認 6件、議案 1件、計 20件であります。よろしくご審議をお願い申し上げます。

以上をもちまして、行政報告を終わります。

請願第 4号の上程、説明

○議長（後松一成君） 日程第 5、請願第 4号 定率減税の縮小・廃止の中止を求める意見書採択に関する請願についてを上程し、議題といたします。

この請願書については紹介議員がおりますので紹介議員の説明を求めます。中村利昭君。

（ 9番 中村利昭君 登壇）

○9番（中村利昭君） おはようございます。定率減税の縮小・廃止の中止を求める意見書採択に関する請願ということについてご説明申し上げます。

お手元に配付されております資料の請願理由のとおりでございますが、日本経済は回復基調にあると言われておりますが、このことはごくごく一部の企業であり、多くの国民においてはかなりの負担増になると思われます。

定率減税は 1999年に景気対策の一環として導入され、所得税は年間 25万円を上限として税率を

20%、また個人住民税は4万円を上限に15%の税額が控除されております。この定率減税の廃止により個人消費に与える影響は必至であり、ある研究機関の試算によると、増税額では国民全体で最大3兆3,000億円、また個人消費料は約1兆2,700億円相当が減少すると試算されております。また、経済界や政界からも定率減税の縮小や廃止には慎重論も出ており、廃止時期を2009年度に延ばすべきとの意見も出ており、定率減税の縮小、廃止の決定について中止することを求めるものであります。

以上で私の説明を終わりますが、慎重な審議の上にご採択くださるよう私の説明をこれで終わります。

○議長（後松一成君） 紹介議員の補則説明が終わりました。

お諮りいたします。この請願については総務常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後松一成君） 異議なしと認めます。

よって、請願第4号については総務常任委員会にその審査を付託することに決しました。

陳情第8号及び陳情第9号の上程、説明

○議長（後松一成君） 日程第6、陳情第8号 国土調査事業の県内業者育成に関する陳情書について、日程第7、陳情第9号 「骨太方針2005」において住民本位の地方財政確立に向けた意見書採択を求める陳情書についてを一括して上程し、議題といたします。

この陳情書の朗読は省略し、それぞれ所管の常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後松一成君） 異議なしと認めます。

よって、この陳情第8号並びに第9号は総務常任委員会に審査を付託することに決しました。

報告第1号の上程、説明

○議長（後松一成君） 次に、日程第 8、報告第 1 号 専決処分事項の報告についてを上程いたします。

事務局長が議案を朗読いたします。

（事務局長朗読）

○議長（後松一成君） 内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（森川福蔵君） 報告第 1 号の専決処分事項の報告についてご説明申し上げます。座ってご説明させていただきます。

専決第 7 号の専決処分書のとおり、次のページになりますけれども、除雪車両事故による和解及び損害賠償の額を定めることについて専決処分したものでございます。

1、相手方 住所 仙北郡美郷町飯詰字南西法寺 115番地の 1

氏名 鈴木俊弘

2、事故の概要 これは平成 17年 3 月 13日、午前 4 時ごろです。除雪車で作業中に排雪及びUターンのため相手方の敷地内に進入し、雪で覆われた車両に気づかず損壊させたものであります。

3、損害賠償額及び和解の要旨

（ 1 ） 損害賠償額は 37万 6,173円。

（ 2 ） 和解の要旨 損害賠償を一括して支払い、本件について、双方とも一切異議を申し立てない。

以上のとおり、地方自治法第 180条第 1 項の規定により専決したもので、同条第 2 項の規定により報告するものでございます。以上でございます。

報告第 2 号の上程、説明

○議長（後松一成君） 日程第 9、報告第 2 号 繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

事務局長が朗読いたします。

（事務局長朗読）

○議長（後松一成君） 議案内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（森川福蔵君） 報告第 2 号についてご説明申し上げます。

次のページ的美郷町一般会計繰越明許費繰越計算書をごらんいただきたいと思います。

内容ですが、6款農林水産業費1項農業費、事業費が農村振興総合整備統合補助事業でございます。これは国の追加補正があったために年度内完成が困難なためでございます。総事業費が1,900万4,000円、翌年度繰越額が1,345万6,000円でございます。

8款土木費2項土木橋梁費辺地対策事業でございますが、これについては改良舗装工事の請け差が生じたため、年度内完了が困難になったということでございます。事業費が1億1,845万3,000円に対して翌年度繰越額が1,210万円でございます。

同じく8款2項道路新設改良事業でございますが、これにつきましては経営体育成基盤整備事業との計画協議してきましたが、計画が日数を要したために道路用地及び工事の年度内完成が困難になったということで、事業費が663万円に対して翌年度繰越額は80万円でございます。

同じく8款2項緊急地方道路整備事業ですが、道路新設改良事業と同じ趣旨で年度内の完成が困難になったということでございます。事業費が1億4,811万4,000円、翌年度繰越額は5,345万1,000円でございます。

同じく8款2項特定交通安全施設等整備事業でございます。これは当初、予想していない水道管の移設が必要となり、その設計及び移設工事に不測の日数を要したため年度内完成が困難になったということで、事業費が9,063万8,000円、翌年度繰越額が3,580万7,000円でございます。同じく8款2項地方道路整備臨時交付金事業でございます。これは用地買収、立木補償に時間を要したため、また家屋移転の補償交渉について価格の合意が年度内に得られなかったということで年度内工事が困難になったということでございます。事業費が8,754万8,000円、翌年度繰越額が2万円でございます。

10款教育費2項小学校費でございますが、これについては文部科学省公立学校施設整備費補助金の補正予算で対応したために年度内の完了が困難になったということでございます。金額、事業費では2,634万6,000円、翌年度繰越額が1,473万4,000円でございます。

10款3項中学校費、これも同じく補正予算によって対応したために年度内の完了が困難になったということでございます。この金額が9,811万2,000円、翌年度繰越額は7,510万6,000円でございます。合計額で事業費が5億9,485万円で、そのうち2億566万4,000円を翌年度の繰越額としたものでございます。

以上の計算のとおり、翌年度に繰り越ししましたので、地方自治法施行令146条第2項の規定により報告するものでございます。以上でございます。

報告第3号の上程、説明

○議長（後松一成君） 次に、日程第10 報告第3号 繰越明許費繰越計算書の報告についてを上程いたします。

事務局長が議案を朗読いたします。

（事務局長朗読）

○議長（後松一成君） 内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（照井一夫君） 報告第3号についてご説明申し上げます。

美郷町の下水道事業特別会計の繰越明許費繰越計算でございます。

1款3項でございます。流域下水道事業でございます。金額でございます。1億5,496万8,000円、繰越額が16万1,000円でございます。この中身でございますが、これは大曲処理区の汚泥の施設規模の縮小ということで人口減少に伴いまして建設費の減ということで、規模設定に不測の日数を要したと、こういうことでございます。したがって、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。以上でございます。

○議長（後松一成君） 報告が終わりました。

承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（後松一成君） 日程第11、承認第1号 専決処分事項の承認を求めることについてを上程し、議題といたします。

事務局長が朗読いたします。

（事務局長朗読）

○議長（後松一成君） 議案内容の説明を求めます。幼児教育課長。

○幼児教育課長（泉谷隆雄君） 専決第1号の処分内容につきましてご説明いたします。

大仙市合併前の旧大曲市、旧中仙町、旧仙北町、旧太田町から9名の児童が広域入所ということで当町の保育園に入園してございました。引き続き入園を必要とすることから、平成17年3月22日に新しい市、大仙市と新たに協議をし、別紙協定書のとおり協定を結んだところでございます。

協定書の内容につきましては合併前と特に変わった点はございませんので省略させていただきます。以上です。

○議長（後松一成君） 提案理由並びに内容の説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（後松一成君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（後松一成君） 討論なしと認めます。

これより承認第1号について採決いたします。

お諮りいたします。承認第1号 専決処分事項の承認を求めることについては原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後松一成君） 異議なしと認めます。

よって、承認第1号 専決処分事項の承認を求めることについては原案のとおり承認されました。

承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（後松一成君） 日程第12、承認第2号 専決処分事項の承認を求めることについてを上程し、議題といたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（後松一成君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。幼児教育課長。

○幼児教育課長（泉谷隆雄君） 専決第2号につきましてご説明いたします。

これにつきましては専決第1号の逆パターンでございます。旧太田町の保育園に美郷町の児童1名が広域入所ということで入園してございました。引き続き入園を必要とすることから平成17年3月22日、大仙市と新たに協議をし、別紙のとおり協定を取り交わしたところでございます。以上です。

○議長（後松一成君） 説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（後松一成君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（後松一成君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りいたします。承認第2号について原案のとおりこれを承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後松一成君） 異議なしと認めます。

よって、承認第2号 専決処分事項の承認を求めることについては原案のとおりこれを承認することに決しました。

承認第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（後松一成君） 次に、日程第13 承認第3号 専決処分事項の承認を求めることについてを上程し、議題といたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（後松一成君） 提案理由並びに議案内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（森川福蔵君） 承認第3号についてご説明申し上げます。

7ページをお開き願いたいと思います。歳入、これは先ほど町長の行政報告の中でも触れていましたけれども、税関係、交付税等の額の確定したものを専決処分したものでございます。

2款1項1目所得譲与税12万4,000円、これは額の確定によるものでございます。

同じく、2款2項1目自動車重量譲与税ですが、これについても7,253万円、これも額の確定でございます。

3項1目地方道路譲与税、これについても683万1,000円、これも額の確定でございます。

3款1項1目利子割交付金、これについても34万6,000円、これも額の確定でございます。

4款1項1目配当割交付金42万4,000円、これも額の確定によるものでございます。

次のページでございますが、5款1項1目株式等譲渡所得割交付金89万8,000円、これについても額の確定でございます。

6款1項1目地方消費税交付金、これについても4,016万円、これも額の確定によるものでございます。

7款1項1目自動車取得税交付金5782,000円、これも額の確定でございます。

8款1項1目地方交付税1,59万9,000円、これも額の確定によるものでございます。

次のページでございますが、9款1項1目交通安全対策特別交付金14万5,000円、これも額の確定でございます。

1款1項1目民生費国庫負担金でございますが、保育所運営費負担金でございます。これは精査による確定額でございます。の30万3,000円でございます。

1款1項1目保育所運営費負担金でございますがの22万8,000円、これも精査による確定額でございます。

2項2目民生費県補助金のすこやか子育て支援事業費補助金、の802万4,000円、これも精査による額の確定でございます。

同じく2項8目教育費県補助金のすこやか子育て支援事業費補助金でございますが、の118万5,000円、これも精査による確定額でございます。

1款1項8目教育費でございますが、義務教育施設整備事業債、の220万円、これは起債の事業量に伴う額の確定によるものでございます。

同じく11目の災害復旧費でございますが、これも起債の事業量に伴う額の確定によるものでございます。

今回の歳入歳出それぞれ1億1,58万7,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ80億7,050万7,000円とするものでございます。以上でございます。

○議長（後松一成君） 説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（後松一成君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（後松一成君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りいたします。承認第3号 専決処分事項の承認を求めることについて原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後松一成君） 異議なしと認めます。

よって、承認第3号 専決処分事項の承認を求めることについては原案のとおり承認されました。

ここで1時15分まで休憩いたします。

（午前10時58分）

○議長（後松一成君） 休憩を解きまして本会議を再開いたします。

（午前11時16分）

承認第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（後松一成君） 日程第14、承認第4号 専決処分事項の承認を求めることについてを上程し、議題といたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（後松一成君） 提案理由並びに議案内容の説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長（鈴木四郎君） 専決第4号についてご説明申し上げます。

2ページをお願いいたします。予算総額には変更はございませんけれども、基金積立金と予備費の組み替えでございます。予備費を14万6,000円減額し、基金の積立を14万6,000円ふやすということでございます。以上でございます。

○議長（後松一成君） 説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(後松一成君) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(後松一成君) 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

お諮りいたします。承認第4号 専決処分事項の承認を求めることについて原案のとおりこれを承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(後松一成君) 異議なしと認めます。

よって、承認第4号 専決処分事項の承認を求めることについては原案のとおりこれを承認することに決しました。

承認第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(後松一成君) 日程第15、承認第5号 専決処分事項の承認を求めるとして上程し、議題といたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

(事務局長朗読)

○議長(後松一成君) 提案理由並びに議案内容の説明を求めます。税務課長。

○税務課長(深澤章一君) 承認第5号についてご説明申し上げます。

専決処分書にありますとおり、平成17年3月25日、地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴いまして美郷町税条例の一部を改正する条例を3月31日、専決第5号により処分しております。

今回の改正内容のほとんどは用語の整備となっておりますけれども、別紙のとおり、49カ所もの改正をしてございます。主な改正点について説明したいと思います。

初めに、個人町民税についてご説明申し上げます。議案資料集の1ページをお開き願いたいと思います。

第24条第1項第2号中「、年齢65歳以上の者」を削るという規定でございますけれども、これ

は平成 18年度分以後の個人町民税について年齢 65歳以上の者のうち、前年の合計所得金額が 125万円以下の者に対する非課税措置を廃止するというものでございます。この改正規定は平成 18年 1月 1日から施行されるものでございますけれども、税負担の増加に配慮いたしまして経過措置として 17年 1月 1日において 65歳に達していた者であって前年の合計所得金額が 125万円以下である者については 18年度分については所得割及び均等割の税額の 3分の 2を減額し、19年度分につきましては所得割及び均等割の税額の 3分の 1を減額するというもので、3年間で段階的に廃止され、そして 20年以降は減額措置がなくなるというものでございます。

国ではこの改正理由といたしまして個人住民税は負担分任の原則に基づき地域住民に対しできるだけ広く負担を求めるため、国民皆保険制度の確立など高齢者を支える社会補償制度が整備充実されてきており、障害者のように真に配慮が必要なものと違い特に現役世代と高齢者間の税負担の公平を確保するため、65歳以上の者に係る非課税制度を撤廃するというものでございます。

本町におきましては、この影響を受ける対象者は 16年度ベースで試算しますと、79人が該当し、このうち公的年金受給者が 40人となっております。単純計算いたしますと、夫婦 2人の場合ですけれども、均等割につきましては公的年金等の年収が、改正前は 213万 6,000円でしたけれども、改正後は 193万 6,000円を超えれば。そして、所得割につきましては年収が改正前が 245万円ですけれども改正後は 225万円を超えればそれぞれ課税されるということになります。例えば公的年金等の年収が 226万円夫婦 2人の場合では町県民税合わせまして新たに所得割が 1万 3,700円課税されるということになります。

それから次ですけれども 1ページをお開き願いたいと思います。附則の第 1条の 2の規定でございます。これにつきましては特定管理株式が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例についてでございますけれども、本町におきましては余り該当する方はいないと思いますけれども、これは一般の個人投資家が保有している株式について株式を発行した会社が倒産してその株式の価値がなくなった場合の損失は証券取引所において上場廃止前の一定期間において譲渡をすることにより譲渡損失を実現させることが可能でありますけれども、個人投資家につきましては株式市場の情報を常に把握しているとは限らないことから、株式等がその価値がなくなった場合、みなし譲渡損ができるという投資家の利便性を考慮した改正でございます。

なお、この改正規定は 18年 1月 1日から施行されるものでございますけれども、経過措置といたしまして 17年 4月 1日以後にその事実が発生した場合から適用されるものでございます。

次に、固定資産税についての主な改正でございます。

前に戻っていただきまして 2ページになります。第 5条、それから 5ページの第 70条の関係で

ございますけれども、これにつきましては不動産登記法が全面改正されたことによりまず用語の整備でございます。

また、4ページの6条の3及び6ページの7条の2の改正規定は、これは震災等に基づき避難指示等の期間が翌年に及ぶときは被災年度の翌年度から避難指示の解除後3年度までの各年度に係る賦課期日において住宅用地として使用することができないと町長が認める場合に限ってその土地を住宅用地とみなして課税することができる特例措置で、この改正規定は17年4月1日から施行され17年度から適用されるというものでございます。以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（後松一成君） 説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（後松一成君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（後松一成君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りいたします。承認第5号 専決処分事項の承認を求めることについては原案のとおりこれを承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後松一成君） 異議なしと認めます。

よって、承認第5号 専決処分事項の承認を求めることについては原案のとおり承認されました。

承認第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（後松一成君） 次に、日程第16 承認第6号 専決処分事項の承認を求めることについてを上程し、議題といたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（後松一成君） 提案理由並びに議案内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（照井一夫君） それでは、専決第6号についてご説明申し上げます。

初めに、6ページをお開き願います。歳出でございます。

1款1項1目でございます。229万5,000円を増額してございます。これは従来は消費税の申告は9月ということになってございましたが、合併に伴いまして旧3町村分につきましては4月末日まで申告し、納付と、こういうことになったものでございます。今回の納税額に不足が生じたということでございます。

5ページをお願いいたします。この財源でございますが、5款1項1目でございます。229万5,000円を増額してございます。これは16年度の繰越金を充てたものでございます。今回の補正によりまして歳入歳出それぞれに229万5,000円を追加いたしまして補正後の総額を8億7,916万8,000円とするものでございます。以上でございます。

○議長（後松一成君） 説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（後松一成君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（後松一成君） 討論なしと認めます。

承認第6号についてこれより採決いたします。

お諮りいたします。承認第6号について原案のとおりこれを承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後松一成君） 異議なしと認めます。

よって、承認第6号 専決処分事項の承認を求めることについては原案のとおりこれを承認することに決しました。

これより議案に入りますが、議案については、本日は説明だけになっております。そういうことですからよろしくお願い申し上げます。

議案第51号の上程、説明

○議長（後松一成君） 日程第17、議案第51号 秋田県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び秋田県市町村総合事務組合同約の一部変更についてを上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（後松一成君） 議案内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（森川福蔵君） 議案第51号についてご説明申し上げます。

これは秋田県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び秋田県市町村総合事務組合同約の一部変更についてでございますが、これは本年の3月22日に男鹿市、湯沢市、由利本庄市、潟上市、大仙市及び北秋田市の6市の設置に伴い、旧市町村の29市町村、9組合を3月21日に脱退させ、本年3月22日、新たに6市、6組合を加入させるものでございます。

本年6月に2町が大館市に編入合併することに伴いこれについても所要の改正が生じたものでお諮りするものでございます。

地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。以上でございます。

議案第52号の上程

○議長（後松一成君） 次に、日程第18号、議案第52号 秋田県市町村会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少についてを上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（後松一成君） 暫時休憩いたします。

（午前11時36分）

○議長（後松一成君） 会議を続行いたします。

（午前11時37分）

○議長（後松一成君） 説明を省略いたします。

議案第53号の上程、説明

○議長（後松一成君） 次に、日程第19 議案第53号 秋田県町村土地開発公社定款の一部を改正する定款についてを上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（後松一成君） 議案内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（森川福蔵君） 議案第53号についてご説明申し上げます。これは秋田県町村土地開発公社定款の一部を改正するものでございます。本年6月、比内町、田代町が大館市に合併することに伴い定款を改正する必要が生じ、お諮りするものでございます。以上でございます。

議案第54号の上程、説明

○議長（後松一成君） 次に、日程第20 議案第54号 美郷町国民健康保険税条例の制定についてを上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（後松一成君） 議案内容の説明を求めます。税務課長。

○税務課長（深澤章一君） 議案第54号につきましてご説明申し上げます。

今回制定いたします美郷町国民健康保険税条例につきましては、合併後、暫定施行しておりました旧3町村の国民健康保険税条例とその施行につきましてはほとんど同じ内容になっておりますので税率等、変わった点についてのみご説明申し上げます。いわゆる医療分と介護分を加えました国民健康保険税につきましては、従来から保険給付費等から国庫支出金等を差し引いた額をもとに算定することになっております。今回の税率につきましては地方税法に規定いたします応

能、応益の割合をもとに、けさほどお手元に資料を配付してございますけれども、そこでお示ししておりますとおりの旧3町村の16年度の税率を参考にいたしまして、その結果、ほぼ平均値を採用した形となっております。

それでは、別紙の条例案に従いましてご説明申し上げます。

2ページの第5条から第7条の2までの規定は、これは医療分の税率でございます。所得割6.3%、資産割26%、均等割額1人2万1,600円及び平等割額は1世帯2万7,000円ということでございます。

それから同じページの8条から第9条の3までの規定は介護分の税率でございます。所得割につきましては1%、資産割5.57%、均等割額1人6,300円、それから平等割額につきましては1世帯当たり3,800円ということでございます。

次に、3ページの第1条の納期についてでございますけれども、納期数は7回で7月から翌年の1月までとなります。ちなみに資料でお示しておりますとおり、16年度の旧千畑町では6回、旧六郷町では7回、旧仙南村では4回となっております。

次に、5ページから7ページにかけての第16条の規定でございますけれども、これは低所得者に対する国民健康保険税の減額規定でございます。第1項第1号につきましては、いわゆる7割軽減されるものについての規定でございます。この規定の中のアからイまでに規定する額につきましては第7条、第7条の2、第9条の2及び第9条の3に規定するそれぞれの額に7割を乗じて得た額で、この額を第4条第2項本文の基礎課税額及び第3条本文の介護納付金課税額から差し引いた額の合算額がそのものの国民健康保険税額となるものでございます。

それから同項の第2号につきましては、これは5割軽減されるものについての規定でございます。考え方は前後と同様でございます。

また、同項の第3号につきましては、2割軽減されるものについての規定で、これも考え方は第1号と同様でございます。

この条例どおりで算定した場合でございますけれども、17年度の国民健康保険税額は1世帯当たり平均で約14万4,600円で、資料でお示しいたしておりますとおり、旧3町村の16年度のそれと比較しまして約1万5,400円税負担が軽減されることとなります。

なお、この条例の施行期日は平成17年4月1日でありますけれども、経過措置としての施行期日の前日までに暫定施行しておりました旧3町村の国民健康保険税条例の規定により賦課した、または課すべき国民健康保険税につきましては合併前の条例の例によるものでございます。以上でございます。よろしく申し上げます。

議案第55号の上程、説明

○議長（後松一成君） 次に、日程第21、議案第55号 工事請負契約の締結についてを上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（後松一成君） 議案内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（森川福蔵君） 議案第55号についてご説明申し上げます。これは17年度六郷中学校耐震補強工事の請負契約を締結したいので、美郷町議会の議決に付する契約及び財産の取得及び処分に関する条例第2条の規定により提案するものでございます。

なお、この内容の詳細については定例会議案資料集の最後のページの方に工事説明書を添付してございます。ひとつごらんいただきたいと思います。以上でございます。

議案第56号の上程、説明

○議長（後松一成君） 次に、日程第22 議案第56号 平成17年度美郷町一般会計補正予算第1号についてを上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（後松一成君） これより議案内容の説明を求めるわけでございますが、歳入全般にわたっては総務課長、歳出については各担当課長から説明を求めます。最初に、総務課長。

○総務課長（森川福蔵君） 議案第56号についてご説明申し上げます。

今回は歳入歳出それぞれ 7,128万 3,000円を追加するものでございます。

歳入の8ページをお開き願いたいと思います。9款1項1目地方交付税 4,713万 7,000円、これは歳出との調整分を計上してございます。

1款1項1目農林水産業費分担金でございます。これは事業精査による額でございます。 の 26万 1,000円でございます。

2項1目民生費負担金、これは保育料負担金でございますが、所得階層等の精査によるものでございます。

同じく、下の広域入所費負担金でございますが、対象園児の増によるものでございます。の63万6,000円でございます。

1款1項7目教育使用料でございます。これは園児数の減によるものでございます。の186万6,000円でございます。

1款1項1目民生費国庫負担金、これは対象園児の増によるものでございます。143万5,000円でございます。

次のページでございます。2項6目教育費国庫補助金でございますが、これは六郷小学校空調設備工事の補助金でございます。214万円。

1款1項1目民生費負担金、これは対象園児の増によるものでございます。71万8,000円。

2項5目農林水産業費県補助金、これはあなたと地域の農業夢プラン応援事業費補助金、フロンティア、この関係については追加分の内示によるものでございます。750万7,000円。

3節農業農村整備費補助金は1,004万1,000円でございます。

5節の林業費補助金でございますが、これは町有林分の増額でございます。53万8,000円でございます。

同じく、7目教育費県補助金でございます。これはふれあいルーム20万円、これは仙南西小学校分でございます。同じく20万円、千畑中学校分でございます。

10ページをお開き願いたいと思います。3項1目総務費委託金でございます。これは農林業センサスの調査委託金ということで6万9,000円、これは既に16年度で実施済みでございます。

6目教育費委託金でございますが、基準点測量委託料ということで1万9,000円。

1款4項3目社会教育費受託事業収入、これは子育て講座等の事業受託分でございます。40万6,000円でございます。

5項3目の給食事業収入でございます。これは追加分でございます。39万6,000円。

5目の雑入でございますが、これは雇用保険被保険者負担金でございますが、これは臨時職員の見込み増額分でございます。それから全国宝くじコミュニティ事業、これは確定でございます。防災訓練関連雑入、それから防災訓練開催助成金でございますが、これは参加者の負担金、それから消防協会支部からの助成金324万円でございます。

歳入については以上でございます。

歳出の方に入ります。それぞれ各款項目に2節、3節、4節、給料、職員手当等、共済費等が

計上されてございます。これは4月1日付の人事異動に伴う補正でございます。職員 295名中、53人の異動がありました。内訳であります、町長部局から教育委員会部局へ9人の異動、町長部局から農業委員会部局へ1人の異動、それから教育委員会から町長部局へ4人の異動、また広域介護事務所派遣職員間の異動1人がございます。以上を計上してございます。

1款1項1目の議会費でございますが、これについては4月1日が基準額でございますので議員定数を乗じた金額の負担金を納付するということでございますので、予算上は概算を計上してございましたのでそれに伴う追加分を計上してございます。

あと総務課関係については2款1項1目の賃金、事務補助員の賃金、これは電話交換手36万円を計上してございます。

次の12ページでございますが、14節使用料及び賃借料でございますが、これは使用車の借上料を計上してございます。

○町長公室長（二藤誠祥君） 続いて、総務管理費の中の町長公室関係の分をご説明申し上げたいと思います。

1節役務費、通信運搬費、ここでは官庁速報のインターネット版の講読料、これが75万6,000円、それから携帯電話、これは町長公用車の分でございますが8万4,000円の補正をさせていただいております。計84万円でございます。

12ページでございます。負担金補助及び交付金2万円でございます。これは市町村サミットの会費2万円でございます。

続きまして、行政推進費でございます。ここでは245万1,000円の補正をお願いしてございます。この中身を申し上げますと、出会いの場の創出事業費、これが49万6,000円でございます。それから地域コミュニティ事業、これにつきましては195万5,000円でございます。その分をここでお願いしてございます。

まず最初に、需用費でございますが、消耗品費、食糧費、印刷製本費につきましては出会いの場創出事業費でございます。

1節役務費、これにつきましては同じく出会いの場の創出事業費の中でございます。

14節会場借上料、これも出会いの場創出事業費のうちの会場借上料9,000円でございます。

14節負担金補助及び交付金につきましては地域コミュニティ事業集会施設整備等補助金ということで9カ所分を補助金として計上してございます。一つは千畑地区で1カ所、それから六郷地区で3カ所、仙南地区で5カ所分を計上してございます。

大変恐縮ですが、資料の27ページをごらんになっていただきたいと思います。出会いの場創出

事業の概要がここに示されてございますのでこれを若干ご説明申し上げたいと思います。目的でございます。これまでの結婚相談業務を見直しを図り、新たに制度を創出するというところでございます。一応PRは県内の市町村と県の出先、それから今考えているのはホームページに掲載するという予定でございます。目的の1番として本気で結婚したいと考えている方々から登録していただき、登録された方々にさまざまな情報を配信するというのが大きな目的でございます、最終的に途中で公室の方で個人個人のところまではいかないということを前提にしてございます。登録をここでは目的としております。登録された方々には自覚を持ってもらうために会員証を交付したいと考えております。2番目に登録者には美郷町で行われるさまざまなイベント等の情報を提供するというにしております。これに参加していただいて交流してもらうことにより出会いの場のきっかけをつくるということでございます。三つ目として、基本的には既存のイベントに参加していただくスタイルで実施したい。年1回程度、別途交流の場を設置するというを目的としてございます。ここの概念図に書いてありますとおり、真ん中辺にデータ管理は町が行うと書いてありますがこの管理についてはしっかりと管理しないといけないということになってございますので、この管理については十分配慮していきたいと、そういうふうに考えております。それから交流の場の情報提供、下の方に書いてございますが、一応年6回を考えてございます。それから年1回程度の交流会の開催のときはできればアンケートなどをとりたいと、そういうふうに考えております。以上であります。

○総務課長（森川福蔵君） 13ページをお開き願いたいと思います。7節賃金でございますが一般作業員賃金、これは構内管理作業の委託料の組み替えでございます。千畑庁舎分でございます。

1節使用料関係ですが、これは総合サービス課コピー使用料の組み替え分でございます。

○企画課長（小原正彦君） 続いて、13ページ、6目企画費でございます。1節の報酬は24万8,000円の追加でございます。こちらは総合開発審議会委員報酬としまして総合計画についての審議会を当初、2回分予算計上しておりましたが、5回の開催を予定しておりますので3回分の追加をお願いするものでございます。

1節の需用費、光熱水費2万円でございますが、こちらはJRの飯詰駅並びに後三年駅の駐輪場の電灯の電気料をお願いするものでございます。

7目電子計算費でございます。こちらは1節委託料69万3,000円、電算処理委託料としてお願いするところでございますが、10月に予定されております国保の保険証がカード化されることに伴うシステムの修正作業の委託料でございます。以上でございます。よろしく申し上げます。

○国体準備室長（渋谷喜一君） 13ページの11目国体準備費でございますが、今回の主な補正につ

きましては旅費でございます。平成17年に岡山国体が開催されます。その岡山国体は先催県として開催されますので後催県に対して事後研修するということでそれに参加したいという旅費をお願いしてございます。

それから需用費ですが、現在、既存のPR看板を設置してございますけれども、今冬の雪の関係で大分傷んでございますのでその看板等の修繕費用をお願いしたところでございます。以上です。

○総務課長（森川福蔵君） 15ページをお開き願いたいと思います。4項5目町農業委員会委員一般選挙費でございますが、これについては補正してございません。組み替えを行ってございます。以上でございます。

○町長公室長（二藤誠祥君） 続いて5項統計調査費でございます。これは先ほど総務課長が歳入のところでもご説明申し上げておりましたけれども、17年2月1日実施しました農林漁業センサスの調査、歳入分、この委託金でございますが、事務処理費として6万9,000円補正でございます。これは消耗品費として補正するというところでございます。以上でございます。

○幼児教育課長（泉谷隆雄君） 2項4目児童福祉施設費でございます。これは4,310万9,000円の補正でございます。1節食料費、賄い材料費、保育材料費でございますが、これは当初、幼稚園にということで申し込みあった方が2名、保育園の方に入园切りかえしておりますのでその分の保育経費の補正でございます。それから修繕料8万5,000円でございますけれども、これは雪消えと同時に3園の遊具の点検を行っております。さびつき、腐食等による部品交換、塗装等の修繕費用でございます。13節の委託料538万1,000円でございますが、これは広域入所の年間保育分が4名ふえたことでの業務委託料の補正でございます。

○農政課長（深澤 廣君） 続きまして、ずっと飛んでいただきまして19ページをお願いします。3目農業振興費、一つ目、農業夢プラン応援事業費補助でございますが、これは農家に対する複合経営に必要な施設な農機具等の導入に対する補助です。当初予算では概算で要求しておりましたが県との協議が整いまして全体事業費が確定したので補正するものでございます。

その下のフロンティア農業者研修奨励事業でございますが、17年度は昨年度から継続する方が1人ということでございましたが、3月に1人追加決定となりましたので補正するものでございます。ちなみに新しい人の研修期間は2年、作目は花、今春3月に高校を卒業した女性の方でございます。

5目農村整備費、本堂城回地区経営体育成促進換地等調整事業費負担金でございますが、千畑の本堂城回地区の圃場整備については平成18年度の採択に向け現在、事務手続を進めているとこ

るでございます。採択前に圃場整備後のいろいろな事業計画の策定を必要としますので、平成17年の事業費の単価が固まりましたので今回補正するものです。当初予算の段階では単価がまだ確定しておりませんでしたので概算要求をしておりました。

2項林業費1目林業費でございますが森林整備地域活動支援交付金、これは森林は常に良好な状態を保っておくことが必要ですので国と県の補助を受けて現況調査を実施しております。平成17年度から町有林に対しても交付対象となりましたので現況調査を実施していきたいと考えております。この交付金はそれに要する経費の補助分でございます。

○商工観光課長（小林宏和君） 続きまして、20ページをお願いします。3目観光費でございますが、1節需用費、これにつきましては今回雪が多かったということで施設修繕が発生してございます。大台野広場、雁の里公園、あったか山の施設修繕でございます。それから15節工事請負費でございますが、これにつきましては雁の里の公衆トイレのくみ取りするものから合併浄化槽へ切りかえようとするものでございます。それから18節の負担金補助及び交付金でございますが、これは昭和60年当時から仙南の中央公園におきまして地域づくり団体が実施してきました夏祭りに対しまして今回も実施したい旨の協議がございましたので補助するものでございます。以上でございます。

○建設課長（照井一夫君） 21ページをお開き願います。8款1項1目でございます。この目につきましては人事異動に伴います人件費の減でございます。

3目でございます。2節から4節につきましては人事異動に伴う人件費の減ということでございます。

1節、15節につきましては予算の組み替えでございます。15節を減額してございます。これは今年度新たに始まりました国庫補助交付金でございますが、道路の修繕工事費でございます。これへの調査費用に計上したものでございます。

次に、22ページをお願いいたします。4目でございます。1節でございます。これは16年度の豪雪によりまして町民の森展望台あずまやの施設が倒壊してございます。これの修繕料でございます。15節でございます。これは宝くじコミュニティ助成事業によりまして本館公園に遊具を設置する工事費でございます。18節は旧3町村に公園の管理用としまして芝刈り機、それぞれ1台ずつ3台分を計上してございます。

6項2目でございます。これは予算の組み替えでございます。以上でございます。

○住民生活課長（鈴木四郎君） 8款1項2目非常備消防費でございます。こちらにつきましては人件費のほかに毎年度、災害時に備えまして大仙市、仙北郡構成市町村で実施してまいりました総

合防災訓練に關しましての経費でございます。内訳につきましては7節の賃金、こちらにつきましては準備、撤去等の賃金になってございます。8節につきましては協力団体等、小学校、中学校、幼稚園等、地域協力団体等の協力を得ながら実施するわけございまして、そちらに対する報償費になってございます。それから9節の旅費につきましては前日、当日の千畑地区を主に行われますので団員の費用弁償になってございます。11節につきましては看板等の消耗品、その他食糧費、食糧費につきましてはこういう財政でございますので負担のお願いできるものについては極力負担金で賄うと、そういうことで考えてございますのでかなり縮小してございます。それから12節につきましては出欠に伴うはがき代、14節につきましては器具の運搬等の車両の借上料等になってございます。いずれにせよ、できるだけ観光PR的なものも省きながら災害時に備えた重要な訓練でございますので、切り詰めながら行ってまいりたいということで予算を要求するものでございます。

○学務課長（高橋 薫君） 10款1項2目の事務局費でございます。教育委員会関係の使用車の借上料を14節に計上してございます。

3目教育助成費の奨学資金貸付金ですが、新規借入希望者49名の申し込みがありまして、継続者59名と合わせて108名となりました。全員に貸し付けいたしたく今回、不足分658万円の補正をお願いするものでございます。

次のページでございます。4目外国青年招致費ですけれども、六郷、仙南中学校の外国語指導助手の契約が7月末で切れまして新たに2人が来日いたします。それに伴う帰国、来日関係の経費を計上してございます。

次に、小学校費の1目学校管理費7節賃金の減額ですが、当初、町予算で予定しておりました講師、生活支援のうち、4人が県より派遣されることになりましてその分を減額するものでございます。施設整備ですが、主なものとして国庫補助事業であります六郷小学校の職員室、保健室等の冷房設置工事、また六郷東根小学校野球場のバックネットの修繕、仙南東小学校の相撲場支柱改修、各小学校の不審者対策用インターホンの設置等の経費を計上してございます。一般備品でございますけれども、主なものとして千屋小学校のパイプいす、六郷小学校の児童用机、いす、仙南西小学校の図工机等を計上してございます。

2目の教育振興費ですが、これは県単事業であります地域ふれあいルーム整備促進事業の経費を計上してございます。この事業は地域の方々に学校に来ていただき、学校と地域が一体ある学校にするための事業でございまして、各市町村小・中各1校を対象とするというものでございます。仙南西小、千畑中学校が指定されてございます。ここでの経費は消耗費、テーブル、茶器等

の購入でございます。

次に、中学校費の1目学校管理費ですが、一般備品を計上してございまして主なものとして千畑中学校の生徒用いす、机、六郷中学校のプリンター、仙南中学校の保健用ベッド等でございます。

2目教育振興費ですが、小学校と同じく地域ふれあいルームの事業の経費を計上してございまして、プリンター、テーブル等の購入等でございます。

○幼児教育課長（泉谷隆雄君） 26ページをお願いします。4項1目幼稚園費でございます。7節賃金でありますけれども13万1,000円の減額であります。これは仙南幼稚園におきましては給食の臨時調理員を予定しておりましたけれども、学校給食の方から派遣されたということで減額になるものでございます。1節でございますけれども16万3,000円の減額、食糧費、賄い材料費、教材費、これにつきましては幼稚園児が保育園児に21名切りかえておりますのでこれに伴っての保育経費の減額でございます。修繕費102万6,000円でありますけれども、これにつきましては保育園同様に春先の点検におきましての遊具の修繕料でございます。13節15万8,000円の増額でありますけれども、これは学校給食から派遣されました調理員の業務委託料でございます。

○社会教育課長（小松 清君） 5項社会教育費であります。1目1節館長報酬については六郷公民館長、学友館長に職員が配置されたことに伴う減額であります。8節、11節、12節については県の委託を受けて行う家庭教育支援総合推進事業でありますけれども、幼稚園、小学校の保護者、または祖父母を対象とした子育ての講演会に要する講師謝金、チラシ代であります。また当初予算で計上しておりました公民館で行う思春期の子供を持つ親を対象とした講演会をこの事業で実施することにしております。19節負担金補助及び交付金は9月1日、2日に大仙市で開催される秋田県公民館大会の特別負担金であります。補助金は4月に旧3町村の芸術文化団体72団体で組織された美郷町芸術文化協会に対する運営費補助であります。

3目8節、9節、15節については、千屋中小森地区に千屋断層の露頭を見学できるようにしておりますけれども崩壊が進んでおりまして、屋根をかけておりますけれどもその屋根の土台も崩壊寸前で危険な状態であるということから、その部分に土のうを積んで保護する必要があり、その工事費として整備検討委員である大学教授の現地指導謝金及び旅費であります。1節修繕料は六郷地区の六郷城主の標柱の修繕料、1節は千屋地区松杉並木に5カ所の避雷針を設置しておりますけれども、その避雷針の設置点検手数料と遺跡発掘現場で使用する携帯電話の通話料であります。

4目7節は仙南公民館の清掃賃金を委託料で組み替えするものであります。13節の設計監理委

託料は六郷公民館の屋上屋根の防水工事の設計監理委託料、14節の事務機器借上料は六郷公民館の印刷機の借上料、15節防水改修工事は六郷公民館の玄関西側の宿直室及び物置に雨漏りがするため、その屋上部分 130平方メートルの防水工事をするものであります。

6 項保健体育費であります。次のページになりますけれども、2 目 1 節の修繕料であります。六郷野球場の浄化槽のフロアの修繕、18 節備品については六郷野球場にスポーツ少年団の利用の利便を図るため、長さ 20メートルのネット 7 組を購入するものであります。以上であります。

議案第 5 7 号の上程、説明

○議長（後松一成君） 次に、日程第 23 議案第 5 号 平成 17 年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第 1 号についてを上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（後松一成君） 内容の説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長（鈴木四郎君） ご説明申し上げます。

5 ページをお願いいたします。歳入でございます。1 款 1 項 1 目の一般被保険者国民健康保険税でございます。補正額が 1 億 4,955 万 8,000 円の減額でございます。内訳につきましては医療給付の現年分、それから介護納付金の現年分になってございます。こちらにつきましては新町の平成 17 年度の税条例の税率によりまして算出いたしまして減額にしたものでございます。

それから歳出で後でご説明申し上げますけれども、老人保健の拠出金の確定によりまして約 3,000 万円ほど減額になります。その分も含めまして 1 億 4,955 万 8,000 円となっております。

2 目の退職被保険者等の国民健康保険税でございます。こちらにつきましては 504 万 9,000 円の増額の補正でございます。こちらにつきましては退職者の被保険者数等の増、それから一般の方々に比べまして昨年の所得がそれほど落ちていないということで 1 年の税率で算出した結果、504 万 9,000 円の増額補正をお願いするものでございます。

1 款の計でございますけれどもこちらに示したとおり、1 億 4,450 万 9,000 円の減額になります。

それから先ほど申し上げましたけれども、3 款 1 項 1 目でございます。これらにつきましては老人保健の拠出金の減少等によりまして負担金が 1,975 万 5,000 円の減額になってございます。

2 項 1 目の財政調整交付金につきましても同様でございます。219万 5,000円の減額になってございます。

6 ページをお願いいたします。こちらにつきまして 4 款 1 項 1 目の療養給付費等の交付金でございます。歳出の方で申し上げますけれども、400万円の補正をお願いするものでございます。繰入金、基金の繰入金でございます。合併して 1 年を通した会計になりますので納税額の激変を防ぐために基金を 1 億 1,158万 2,000円を取り崩しさせていただきたいということで補正してございます。

7 ページをお願いいたします。2 款 1 項 1 目の一般被保険者療養給付費でございます。こちらにつきましては財源の組み替えになってございます。

2 項 2 目の退職被保険者等高額療養費でございます。こちらにつきましては 40万円の増額補正をお願いするものでございます。5 月に医療費が急激に増額になってございます。これらによりまして 9 月まで不足が見込まれるということで今回 40万円の補正をお願いするものでございます。

それから 3 款 1 項 1 目の老人保健医療費の拠出金でございます。こちらにつきましては平成 16 年度末に拠出金の確定がございまして 5,48万 7,000円の減額の補正をお願いするものでございます。以上でございます。

議案第 58 号の上程、説明

○議長（後松一成君） 日程第 24、議案第 58号 平成 17年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算第 2 号についてを上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（後松一成君） 議案内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（照井一夫君） 議案第 58号につきましてご説明申し上げます。

初めに、8 ページをお開き願います。歳出でございます。これは大坂、善知鳥、外川原線の水道管の移設の設計委託料 49万円と 15 節県道川西・六郷線と同じくその大坂・善知鳥・外川原線の工事改良に伴います管路の布設工事費を計上してございます。

3 項 3 目 13 節でございます。150万 3,000円を増額してございます。これは遠方監視装置設置

に伴いまして設計委託料を計上してございます。15節は同じく監視装置の子局の設置工事費を計上してございます。

この財源でございますが、6ページをお開き願います。3款1項1目でございます。183万5,000円を増額しております。これは千畑中央地区の事業費の増額によるものでございます。

4款2項1目でございます。365万6,000円を基金から繰り入れしてございます。これは県道川西・六郷線の改良工事に伴います施設工事費34%が町の持ち出し分でございます。

6款3項2目でございます。これも同じく県道川西・六郷線と大坂・善知鳥・外川原線の改良工事に伴います水道管布設工事に伴う補償でございます。

7款1項1目でございます。これは千畑中央地区の補助事業の増に伴いまして起債を増額してございます。

次の7ページでございます。8款1項1目でございます。これは基金の利子でございます。今回の補正によりまして歳入歳出それぞれに1,669万3,000円を追加しましてその予算の総額を8億9,586万1,000円とするものでございます。以上でございます。

議案第59号の上程、説明

○議長（後松一成君） 日程第25、議案第59号 平成17年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第1号についてを上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（後松一成君） 議案内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（照井一夫君） それでは、債務負担行為でございますが、これは下水道事業の負担金のデータ、システム料の5カ年の負担行為を起こすものでございます。以上でございます。

議案第60号の上程、説明

○議長（後松一成君） 日程第26、議案第60号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

(事務局長朗読)

○議長(後松一成君) 提案理由の説明を求めます。松田町長。

○町長(松田知己君) 長谷川氏は、9月30日で任期満了になりますが、人格、見識ともに高く、広く社会の実情に通じて人権擁護について理解のある方ですので、引き続き委員候補として法務大臣に推薦したいと思い、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき議会の意見を求めるものでありますのでよろしく願いいたします。

議案第61号の上程、説明

○議長(後松一成君) 次に、日程第27、議案第61号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

(事務局長朗読)

○議長(後松一成君) 提案理由の説明を求めます。松田町長。

○町長(松田知己君) 高橋氏は、9月30日で任期満了になりますが、人格、見識ともに高く、広く社会の実情に通じて人権擁護について理解がある方でありますので、引き続き委員候補として法務大臣に推薦したく人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき議会の意見を求めるものでありますのでよろしく願いいたします。

散会の宣告

○議長(後松一成君) 以上で本日予定されました日程は全部終了いたしました。

これにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後 0時35分)